

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 令和6年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外はありません。
- 基準期間である令和4年分の課税売上高は、14,951,456円であり、令和6年分は課税事業者になります。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（40ページ参照）で行っています。
- 令和6年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりです。
 - ・ 損益計算書の売上（収入）金額は、18,270,000円です。
この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高350,000円が含まれています。
また、課税取引となる売上金額17,920,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は10,240,000円、標準税率7.8%適用分は7,680,000円です。
 - ・ 配達用の車両を、280,000円で売却しました。
 - ・ 売上げに係る返品、値引きなどの金額がありますが、それらの金額は、売上金額から直接減額する方法で経理処理しています。
 - ・ 売上税額の計算については割戻し計算を適用しています。
- 令和5年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しています。

step.1 課税売上高の合計を計算する

課税期間（令和6年1月1日～12月31日）における、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。計算には、「課税売上高計算表」〔表口〕（41ページ参照）を使用します※。

※インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和6年4月1日から課税事業者となった場合、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間）における取引金額を基に記入します。

なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.1-1

令和6年分の区分経理された帳簿等から、事業所得（営業等）に係る売上（収入）金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

➡表口 ①欄を使用します。

step.1-2

step.1-1と同様に、事業所得（農業）に係る収入金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

➡表口 ②欄を使用します。

step.1-3

step.1-1と同様に、不動産所得に係る収入金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

➡表口 ③欄を使用します。

step.1-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、所得名称を〔表口〕③の（ ）欄に記入し、収入金額及び課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表口 ④～⑥欄を使用します。

※ 表口①～③欄の金額は、表イ-1～3を用いて計算できますが、この手引きでは表口のみを使用して計算する方法を説明しています。

設例 甲野商店の場合：表口

step.1-1

ビール券の売上げは非課税取引ですので、課税売上げになりません。

課税売上高計算表〔表口〕の①欄の金額は、

売上金額 18,270,000 円ービール券の売上高 350,000 円
= 17,920,000 円

と求められます。

課税取引金額 17,920,000 円のうち、税率6.24%適用分 10,240,000 円を〔表口〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、税率7.8%適用分 7,680,000 円を〔表口〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に記入します。

step.1-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表口 ⑦～⑨欄を使用します。

step.1-6

step.1-1から1-5で計算した差引課税売上高の合計額を計算します。

→表口 ⑩欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表口

step.1-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、

$$280,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 280,000 \text{ 円}$$

と求められますので、

〔表口〕 ⑦及び⑨「金額」欄に 280,000 円と記入します。

また、この車両の売却は標準税率7.8%が適用されることから、〔表口〕 ⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、280,000 円と記入します。

step.1-6

課税売上高の合計額（〔表口〕 ⑩欄）の「金額」欄は、

$$17,920,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円} = 18,200,000 \text{ 円}$$

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、

$$10,240,000 \text{ 円}$$

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

$$7,680,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円} = 7,960,000 \text{ 円}$$

となりますので、それぞれ記入します。

step.2 課税標準額を計算する

step.2-1

課税売上高の合計額（表口⑩欄）に100/108又は100/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額を計算し、表口⑪・⑫欄にそれぞれ記入します。また、この計算結果を付表4-3①-1欄に転記します。

※ 税抜経理方式（40ページ参照）によっている場合には、課税売上高の合計額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108又は100/110を掛けて、課税標準額を計算します。

※ 売上税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。適格請求書（インボイス）等に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

税率6.24% 適用分	課税売上高 (税込み) × $\frac{100}{108}$ = ⑪-1 A課税標準額
----------------	---

税率7.8% 適用分	課税売上高 (税込み) × $\frac{100}{110}$ = ⑪-1 B課税標準額
---------------	---

step.2-2

step.2-1の計算結果（表口⑪・⑫欄）の1,000円未満の端数を切り捨て、付表4-3①欄に転記します。

設例 甲野商店の場合：表口

step.2-1

〔表口〕 ⑪欄は、

$$10,240,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 9,481,481 \text{ 円}$$

(付表4-3①-1 A欄に記入)

〔表口〕 ⑫欄は、

$$7,960,000 \text{ 円} \times \frac{100}{110} = 7,236,363 \text{ 円}$$

(付表4-3①-1 B欄に記入)

合計は、

$$9,481,481 \text{ 円} + 7,236,363 \text{ 円} = 16,717,844 \text{ 円}$$

(付表4-3①-1 C欄に記入)

とそれぞれ求められます。

step.2-2

step.2-1で求めた金額の1,000円未満の端数を切り捨て、付表4-3①欄に転記します。

$$9,481,481 \text{ 円} \rightarrow 9,481,000 \text{ 円}$$

(付表4-3① A欄に記入)

$$7,236,363 \text{ 円} \rightarrow 7,236,000 \text{ 円}$$

(付表4-3① B欄に記入)

課税標準額の合計額は、

$$9,481,000 \text{ 円} + 7,236,000 \text{ 円} = 16,717,000 \text{ 円}$$

(付表4-3① C欄に記入)

とそれぞれ求められます。

甲野商店の課税売上高計算表は、次ページのとおりです。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

表口

課税売上高計算表

(令和 6 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
営業等課税売上高	① 17,920,000	10,240,000	7,680,000
農業課税売上高	②		

step.1-1

step.1-2

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
課税売上高	③		

step.1-3

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④		
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤		
差引課税売上高 (④－⑤)	⑥		

step.1-4

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦ 280,000		280,000
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧		
差引課税売上高 (⑦－⑧)	⑨ 280,000		280,000

step.1-5

(5) 課税売上高の合計額 (①＋②＋③＋⑥＋⑨)	⑩ 18,200,000	10,240,000	7,960,000
------------------------------	--------------	------------	-----------

step.1-6

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
10,240,000 円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分額の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1 円未満の端数切捨て) (一般用) 付表 1－3 の①－1 A 欄へ (簡易課税用) 付表 4－3 の①－1 A 欄へ (特別用) 付表 6 の② A 欄へ 9,481,481
7,960,000 円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分額の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1 円未満の端数切捨て) (一般用) 付表 1－3 の①－1 B 欄へ (簡易課税用) 付表 4－3 の①－1 B 欄へ (特別用) 付表 6 の② B 欄へ 7,236,363

step.2-1

※ インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和6年4月1日から課税事業者となった場合、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間）における取引金額を基に記入します。

なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.3 消費税額を計算する

付表4-3①課税標準額に、消費税率（国税）の税率（6.24%又は7.8%）を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表4-3②欄に記入します。

設例 甲野商店の場合：付表4-3

消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表4-3②A欄に記入)

9,481,000 円×6.24% = 591,614 円

税率7.8%適用分 (付表4-3②B欄に記入)

7,236,000 円×7.8% = 564,408 円

合計 (付表4-3②C欄に記入)

591,614 円 + 564,408 円 = 1,156,022 円

税率6.24%
適用分

①A課税標準額 × 6.24% = ②A消費税額

税率7.8%
適用分

①B課税標準額 × 7.8% = ②B消費税額

※ 売上税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。適格請求書（インボイス）等に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積み上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます。）に含まれる消費税額を控除します。令和6年分の課税期間中に、貸倒債権の一部又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表4-3③欄に記入します。

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.24}{108} = \text{③ A 貸倒回収に係る消費税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{7.8}{110} = \text{③ B 貸倒回収に係る消費税額}$$

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収については、計算の必要はありません。

step.5 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品等に係る消費税額を計算し、その計算結果を付表4-3⑤欄に記入します。

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.24}{108} = \text{⑤ A 返還等対価に係る税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{⑤ B 返還等対価に係る税額}$$

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等については、計算の必要はありません。

※ 売上げに係る対価の返還等につき交付した適格返還請求書（返還インボイス）の写しを保存している場合には、当該適格返還請求書（返還インボイス）に記載した消費税額等に78/100を乗じて算出した金額を返還等対価に係る税額とすることもできます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

設例 甲野商店の場合

ここまでの計算結果を記入した付表4-3は以下のとおりです。

第4-(11)号様式

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課税期間	令和6・1・1～令和6・12・31	氏名又は名称	甲野 太郎
区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課税標準額 ①	9,481,000	7,236,000	16,717,000
課税資産の譲渡等 の対価の額 ① 1	9,481,481	7,236,363	16,717,844
消費税額 ②	591,614	564,408	1,156,022
貸倒回収に係る消費税額 ③			

step.2-2

step.2-1

step.3

step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

控除対象仕入税額の計算には、付表5-3（43・44ページ）を使用します。

step.6-1

付表4-3②、③、⑤欄の計算結果を、付表5-3①～③欄に転記します。

step.6-2

適用税率ごとに、付表5-3①～③欄の金額を基に、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。

$$\text{①消費税額} + \text{②貸倒回収に係る消費税額} - \text{③返還等対価に係る税額} = \text{④基礎となる消費税額}$$

→付表5-3①～④欄を使用します。

設例 甲野商店の場合

step.6-1

付表5-3①A欄に、付表4-3②A欄 591,614 円
付表5-3①B欄に、付表4-3②B欄 564,408 円
付表5-3①C欄に、付表4-3②C欄 1,156,022 円
をそれぞれ転記します。

step.6-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表5-3④A欄に記入）

$$\text{591,614 円} + 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \text{591,614 円}$$

税率7.8%適用分（付表5-3④B欄に記入）

$$\text{564,408 円} + 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \text{564,408 円}$$

合計（付表5-3④C欄に記入）

$$\text{591,614 円} + \text{564,408 円} = \text{1,156,022 円}$$

注意

簡易課税制度は、第1種事業から第6種事業の各事業の課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、控除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。

また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

Q. 事業区分について教えてください。

A. 以下のように区分します。また、事業区分の判定の目安となるフローチャートを47ページに掲載しています。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	第1種 90%
小売業等	小売業（購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業）、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。なお、製造小売業は第3種事業になります。	第2種 80%
製造業等	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。	第3種 70%
その他の事業	第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。	第4種 60%
サービス業等	金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第5種 50%
不動産業	不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第6種 40%

■ 営む事業が 1 種類の場合

step.7 控除対象仕入税額を計算する

step.6-2で計算した適用税率ごとの基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を付表5-3⑤欄に記入します。

$$\text{④基礎となる消費税額} \times \text{該当する事業のみなし仕入率} = \text{⑤控除対象仕入税額}$$

また、付表5-3⑤欄の金額を付表4-3④欄にそれぞれ転記します。

設例 甲野商店の場合

物品販売業は第2種事業に、配達用車両の売却による譲渡収入は第4種事業に区分されますので、甲野商店は2種類の事業を営むことになります。

■ 営む事業が 2 種類以上の場合

step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

step.8-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの課税売上高（税込み）に100/108又は100/110を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

$$\begin{aligned} \text{税率6.24\%適用分} \quad & \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{108} \\ & = \text{⑦～⑫A事業区分ごとの課税売上高(税抜き)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{税率7.8\%適用分} \quad & \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{110} \\ & = \text{⑦～⑫B事業区分ごとの課税売上高(税抜き)} \end{aligned}$$

➡付表5-3⑦～⑫欄を使用します。

設例 甲野商店の場合

step.8-1

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）は、次のように求められます。

【第2種事業（物品販売業）】

$$\begin{aligned} \text{税率6.24\%適用分} \quad & \text{(付表5-3⑧A欄に記入)} \\ & 10,240,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 9,481,481 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{税率7.8\%適用分} \quad & \text{(付表5-3⑧B欄に記入)} \\ & 7,680,000 \text{円} \times \frac{100}{110} = 6,981,818 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{合計} \quad & \text{(付表5-3⑧C欄に記入)} \\ & 9,481,481 \text{円} + 6,981,818 \text{円} = 16,463,299 \text{円} \end{aligned}$$

【第4種事業（譲渡収入）】

$$\begin{aligned} \text{税率7.8\%適用分} \quad & \text{(付表5-3⑩B欄に記入)} \\ & 280,000 \text{円} \times \frac{100}{110} = 254,545 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{合計} \quad & \text{(付表5-3⑩C欄に記入)} \\ & 254,545 \text{円} \end{aligned}$$

step.8-2

事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計額は、次のように求められます。

【事業区分別の合計額】

$$\begin{aligned} \text{税率6.24\%適用分} \quad & \text{(付表5-3⑥A欄に記入)} \\ & 10,240,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 9,481,481 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{税率7.8\%適用分} \quad & \text{(付表5-3⑥B欄に記入)} \\ & 7,960,000 \text{円} \times \frac{100}{110} = 7,236,363 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{合計} \quad & \text{(付表5-3⑥C欄に記入)} \\ & 9,481,481 \text{円} + 7,236,363 \text{円} = 16,717,844 \text{円} \end{aligned}$$

step.8-2

適用税率ごとに、課税売上高（税抜き）の合計を計算します。また、付表5-3⑥A・B欄の金額の合計額を付表5-3⑥C欄に記入します。

$$\begin{aligned} \text{税率6.24\%適用分} \quad & \text{表口⑩課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{108} \\ & = \text{⑥A課税売上高(税抜き)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{税率7.8\%適用分} \quad & \text{表口⑩課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{110} \\ & = \text{⑥B課税売上高(税抜き)} \end{aligned}$$

➡付表5-3⑥欄を使用します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.9 事業区分ごとに、それぞれの売上割合を計算する

step.8の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。
この計算結果を付表5-3⑦～⑫欄の売上割合の欄に記入します。

$$\frac{\text{⑦～⑫C事業区分ごとの課税売上高(税抜き)}}{\text{⑥C課税売上高(税抜き)の合計額}} \times 100 = \text{事業区分ごとの売上割合}$$

設例 甲野商店の場合

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます。

【第2種事業(物品販売業)】

$$16,463,299 \text{ 円} \div 16,717,844 \text{ 円} \times 100 \div 98.4 \%$$

【第4種事業(譲渡収入)】

$$254,545 \text{ 円} \div 16,717,844 \text{ 円} \times 100 \div 1.5 \%$$

step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

step.10-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの消費税額を計算します。

税率6.24% 適用分	事業区分ごとの課税売上高(税込み)	$\times \frac{6.24}{108}$	=	⑭～⑰A 事業区分ごとの消費税額
税率7.8% 適用分	事業区分ごとの課税売上高(税込み)	$\times \frac{7.8}{110}$	=	⑭～⑰B 事業区分ごとの消費税額

⇒付表5-3⑭～⑰欄を使用します。

設例 甲野商店の場合

step.10-1

事業区分ごとの消費税額は、次のように求められます。

【第2種事業(物品販売業)】

税率6.24%適用分 (付表5-3⑮A欄に記入)

$$10,240,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = 591,644 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表5-3⑮B欄に記入)

$$7,680,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = 544,581 \text{ 円}$$

合計 (付表5-3⑮C欄に記入)

$$591,644 \text{ 円} + 544,581 \text{ 円} = 1,136,225 \text{ 円}$$

【第4種事業(譲渡収入)】

税率7.8%適用分 (付表5-3⑰B欄に記入)

$$280,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = 19,854 \text{ 円}$$

合計 (付表5-3⑰C欄に記入)

$$19,854 \text{ 円}$$

step.10-2

事業区分別の消費税額の合計額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表5-3⑬A欄に記入)

$$591,644 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表5-3⑬B欄に記入)

$$544,581 \text{ 円} + 19,854 \text{ 円} = 564,435 \text{ 円}$$

合計 (付表5-3⑬C欄に記入)

$$591,644 \text{ 円} + 564,435 \text{ 円} = 1,156,079 \text{ 円}$$

step.10-2

適用税率ごとに、付表5-3⑭～⑰欄の合計を計算します。この計算結果を付表5-3⑬欄に記入します。

step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

2種類以上の事業を営む場合は、以下に示す **A** から **D** のいずれかの方法で、控除対象仕入税額を計算します。
 なお、**A** から **C** の計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの計算方法を選択できます。
 ただし、適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

注意

次の場合は、この手引きの記載方法とは異なる記載が必要となります。

- 『貸倒回収に係る消費税額』がある場合
- 『売上対価の返還等に係る消費税額』があり、各事業ごとの売上対価の返還等に係る消費税額が、その事業の消費税額を上回る場合

A 原則

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{第1種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 90\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第2種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 80\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第3種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 70\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第4種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 60\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第5種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 50\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第6種事業の} \\ \text{消費税額} \\ \times 40\% \end{array} \right)}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

→付表 5-3 ②欄を使用します。

※簡便法

次の①と②のいずれにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

- ① 貸倒回収額がある場合
- ② 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

控除対象仕入税額 =

$$\left(\begin{array}{c} \text{第1種事業に} \\ \text{かかる消費税額} \\ \times 90\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第2種事業に} \\ \text{かかる消費税額} \\ \times 80\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第3種事業に} \\ \text{かかる消費税額} \\ \times 70\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第4種事業に} \\ \text{かかる消費税額} \\ \times 60\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第5種事業に} \\ \text{かかる消費税額} \\ \times 50\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第6種事業に} \\ \text{かかる消費税額} \\ \times 40\% \end{array} \right)$$

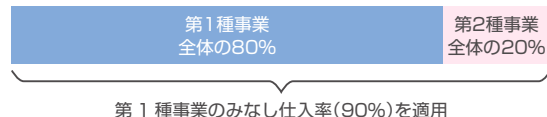
B 特例 1 1種類の事業の課税売上高が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合

2種類以上の事業を営む事業者で、ある1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

→付表 5-3 ②欄を使用します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率} = \text{控除対象仕入税額}$$

例 第1種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合



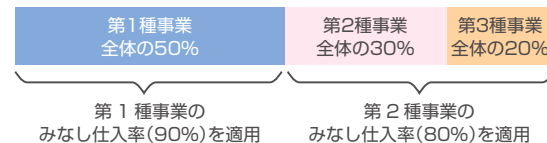
C 特例 2 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合

3種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。

それ以外の事業には、全体の75%以上を占める2種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

→付表 5-3 ②～③欄のうち、該当する欄を使用します。

例 第1種・第2種事業の課税売上高の合計が全体の80%を占める場合



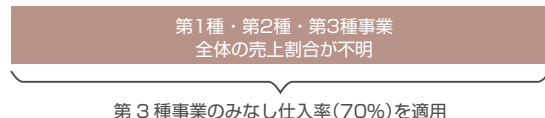
この場合、控除対象仕入税額の計算式は、次のようになります。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + \left(\text{各事業の消費税額の合計} - \text{第1種事業の消費税額} \right) \times 80\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

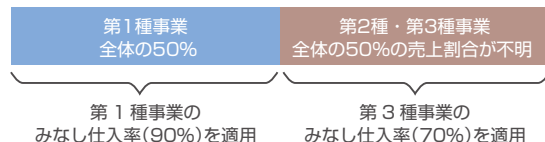
D 事業の種類ごとに売上げを区分していない場合

2種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上げを区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上げを全く区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します(例1)。また、区分している事業としていない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します(例2)。

例1 第1種・第2種・第3種のいずれも区分していない場合



例2 第1種事業は区分しているが、第2種・第3種事業は区分していない場合



基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.12 控除対象仕入税額を決定する

控除対象仕入税額を決定し、付表5-3③欄に記入します（適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。）。また、付表5-3⑦欄の金額を付表4-3④欄に転記します。

設例 甲野商店の場合

step.11

甲野商店では、**A** と **B** の方法を用いることができます。

そこで、両方の方法で控除対象仕入税額を計算し、控除額が大きい **B** の計算方法を選択しています。

A 原則

税率6.24%適用分（付表 5-3②A 欄に記入）

$$591,614 \text{ 円} \times \frac{591,644 \text{ 円} \times 80\%}{591,644 \text{ 円}} = 473,291 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分（付表 5-3②B 欄に記入）

$$564,408 \text{ 円} \times \frac{544,581 \text{ 円} \times 80\% + 19,854 \text{ 円} \times 60\%}{564,435 \text{ 円}} = 447,554 \text{ 円}$$

合計（付表 5-3②C 欄に記入）

$$473,291 \text{ 円} + 447,554 \text{ 円} = 920,845 \text{ 円}$$

B 特例 1

税率6.24%適用分（付表 5-3②A 欄に記入）

$$591,614 \text{ 円} \times 80\% = 473,291 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分（付表 5-3②B 欄に記入）

$$564,408 \text{ 円} \times 80\% = 451,526 \text{ 円}$$

合計（付表 5-3②C 欄に記入）

$$473,291 \text{ 円} + 451,526 \text{ 円} = 924,817 \text{ 円}$$

step.12

選択した**B**の計算結果である付表5-3②A～C欄の金額を、付表5-3⑦A～C欄と付表4-3④A～C欄に転記します。

甲野商店の付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

第4-(12)号様式

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	令和・1・1～令和・12・31	氏名又は名称	甲野 太郎
------	-----------------	--------	-------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円 591,614	(付表4-3の②B欄の金額) 円 564,408	(付表4-3の②C欄の金額) 円 1,156,022
貸倒回収税に 係る消費税額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-3の⑤A欄の金額)	(付表4-3の⑤B欄の金額)	(付表4-3の⑤C欄の金額)
控除対象仕入税額の計算 基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	591,614	564,408	1,156,022

step.6-1

step.6-2

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(※付表4-3の④A欄へ) 円	(※付表4-3の④B欄へ) 円	(※付表4-3の④C欄へ) 円

step.7

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	売上 割合
事業区分別の合計額 ⑥	円 9,481,481	円 7,236,363	円 16,717,844	
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑦			(※第一表「事業区分」欄へ)	%
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑧	9,481,481	6,981,818	16,463,299	98.4
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑨			(※)	
第 四 種 事 業 (その他) ⑩		254,545	254,545	1.5
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑪			(※)	
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑫			(※)	

step.8-2

step.8-1
step.9

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事業区分別の合計額 ⑬	円 591,644	円 564,435	円 1,156,079
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑭			
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑮	591,644	544,581	1,136,225
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑯			
第 四 種 事 業 (その他) ⑰		19,854	19,854
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑱			
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑲			

step.10-2

step.10-1

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑯欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

※簡便法の場合、計算結果が異なります。

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}}{\textcircled{13}} \right)$	②①	円 473,291	円 447,554	円 920,845

step.11 ㊦

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\textcircled{7}C + \textcircled{8}C + \textcircled{9}C + \textcircled{10}C + \textcircled{11}C + \textcircled{12}C + \textcircled{13}C}{\textcircled{6}C} \geq 75\% \right)$	②①	円 473,291	円 451,526	円 924,817

step.11 ㊦

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{8}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②②	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{9}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②③			
第一種事業及び第四種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{10}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②④			
第一種事業及び第五種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②⑤			
第一種事業及び第六種事業 ($\textcircled{7}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②⑥			
第二種事業及び第三種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{9}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②⑦			
第二種事業及び第四種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{10}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②⑧			
第二種事業及び第五種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	②⑨			
第二種事業及び第六種事業 ($\textcircled{8}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑩			
第三種事業及び第四種事業 ($\textcircled{9}C + \textcircled{10}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑪			
第三種事業及び第五種事業 ($\textcircled{9}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑫			
第三種事業及び第六種事業 ($\textcircled{9}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑬			
第四種事業及び第五種事業 ($\textcircled{10}C + \textcircled{11}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑭			
第四種事業及び第六種事業 ($\textcircled{10}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑮			
第五種事業及び第六種事業 ($\textcircled{11}C + \textcircled{12}C$) / $\textcircled{6}C \geq 75\%$)	③⑯			

step.11 ㊦

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選択可能な計算式区分(②①～③⑯)の内から選択した金額 ③⑰	円 473,291	円 451,526	円 924,817

step.12

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

step.13 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表4-3⑥欄に記入します。

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{税率6.24\%} \\ \hline \text{適用分} \\ \hline \end{array} \quad \text{貸倒れに係る金額 (税込み)} \times \frac{6.24}{108} = \text{⑥A 貸倒れに係る税額}$$

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{税率7.8\%} \\ \hline \text{適用分} \\ \hline \end{array} \quad \text{貸倒れに係る金額 (税込み)} \times \frac{7.8}{110} = \text{⑥B 貸倒れに係る税額}$$

注意

1. 課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、計算の必要はありません。
2. 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れについては、計算の必要はありません。
3. 消費税における貸倒れの範囲は、所得税における取扱いと同じです。

step.14 控除税額小計を計算する

適用税率ごとに、付表4-3④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表4-3⑦欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{税率6.24\%適用分} \\ \hline \end{array} \quad (\text{付表4-3⑦A欄に記入}) \\ 473,291 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 473,291 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{税率7.8\%適用分} \\ \hline \end{array} \quad (\text{付表4-3⑦B欄に記入}) \\ 451,526 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 451,526 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{合計} \\ \hline \end{array} \quad (\text{付表4-3⑦C欄に記入}) \\ 473,291 \text{ 円} + 451,526 \text{ 円} = 924,817 \text{ 円}$$

step.15 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

課税売上げに係る消費税額（消費税額と貸倒回収に係る消費税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて計算し、計算結果の100円未満を切り捨てた金額を付表4-3⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る消費税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額 (100円未満切捨て)}$$

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表4-3⑧欄に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③貸倒回収に係る消費税額} = \text{⑧控除不足還付税額}$$

設例 甲野商店の場合

差引税額は、次のように求められます。

$$\begin{array}{|l|} \hline (\text{付表4-3⑨欄に記入}) \\ \hline \end{array} \\ 1,156,022 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 924,817 \text{ 円} = 231,205 \text{ 円} \\ 231,205 \text{ 円} \rightarrow 231,200 \text{ 円 (100円未満切捨て)}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等